

# 電子帳簿の見直し案（優良電子帳簿・一般電子帳簿）

## 現行制度・作成の実態等

### 「電子帳簿」

- ・事前承認が必要
- ・青色特別控除が上乗せ  
(55万円→65万円)

・訂正履歴機能等、現行の電帳法の要件を満たしたソフトウェア。

- 訂正履歴機能等を具備していないなど、現行の電帳法の要件を満たさないソフトウェアにより電子的に帳簿作成する事業者がいることも事実。
- この電子データ自体は、税法上の「帳簿の保存」には該当しないため、電子データを印刷して、「紙の帳簿」として保存する必要がある。

### 「紙帳簿」

※税法上の原則

- ・複式・簡易簿記が混在
- ・中小零細事業者は依然として紙帳簿での経理も存在。
- ・訂正履歴の確保までは求められていない。

## 改正案（法律・制度）

### 「優良電子帳簿」

- ★事前承認は不要（要・届出）
- ・青色特別控除が上乗せ  
(55万円→65万円)※現行通り
- ★過少申告加算税を5%軽減

### 「一般電子帳簿」

- ★事前承認・届出は一切不要
- ★税法上の「帳簿の保存」に該当  
⇒紙を改めて印刷して保存することは不要となる。

### 「紙帳簿」

※税法上の原則